

## 議 事 録

- 1 会議の名称 令和3年度第1回胎内市特別職報酬等審議会
- 2 開催日時 令和4年2月8日(火) 午後1時15分～2時15分
- 3 開催場所 胎内市役所4階 全員協議会
- 4 出席者  
審議会委員： 池田智広（水澤化学工業株式会社中条工場事務部長）、小谷淳（黒川商工会長）、河内理助（乙地区区長会長）、齋藤和信（胎内市農業協同組合代表理事組合長）、佐藤直文（築地地区区長会長）、須貝欽也（中条地区区長会長）、渡邊俊一（黒川地区区長会長）、渡邊素子（中条町商工会理事）  
欠席委員： なし  
事務局： 田部総務課長、錦織人事係長、今井主任  
傍聴人： 1人
- 5 議題
  - (1) 特別職の給料の額について
  - (2) 市議会議員の報酬及び政務活動費の額について
- 6 発言の内容
  - (1) 開会
  - (2) 市長あいさつ  
市長は公務のため退席
  - (3) 委員紹介
  - (4) 会長選出  
事務局案との声あり、事務局から小谷委員の就任を提案し、委員からは異議なく、会長は小谷委員に決定した。以後の進行は会長が行う。
  - (5) 会長職務代理者の指定  
会 長： 次第の5、会長職務代理者の指定です。条例第4条の規定により、会長の職務代理者は会長が指定することとなっております。恐れ入りますが、胎内市農業協同組合の齋藤委員にお願いしたいと思いますが、齋藤委員よろしいでしょうか。  
齋藤委員： はい。  
会 長： よろしくお願いたします。
  - (6) 会議の公開及び議事録の作成について  
会 長： 次第の6、会議の公開及び議事録の作成についてです。事務局から説明をお願いします。  
事務局： 議事録につきましては、発言の要旨をまとめ、市のホームページ等で後

日公表いたします。会議の公開につきましては、公開することにより、公正かつ適正な議事運営に著しい支障が生じ、会議の目的を達成することができないと認められるときは、その理由を明らかにした上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができるとしております。例えば、審議の資料に関する部分については公開するけれども、報酬額の実質的な審議の部分については、自由な発言の機会が失われる恐れがあることから非公開とするなどが考えられます。その点も検討いただきまして、全部公開で良いかを確認、決定いただければと思います。

会 長： 会議の公開について、皆様の審議部分について全部公開することに支障なしでよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

(委 員) <挙手>

会 長： 賛成多数と認め、会議については、公開とすることに決定いたしました。それでは、事務局は傍聴人に対して、公開の対応をお願いします。

(傍聴人) <入室>

#### (7) 議事

会 長： 次第の7、議事に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 資料についてご説明いたします。

<配布した審議資料について説明>

会 長： ただいまの事務局の説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

委 員： 特別職について一定額の10%ぐらい引かれてたということですが、こうやって節約しているから、それで良いということにならなきゃいいなというところがございまして、若干ちょっと返納したとしても、財政に与える影響はどんなものかなど。逆に言えば、それだけの責任に負われて職務を行うとすれば、その正当な額をいただきながら、その責任に見合った働きをするということが筋じゃないかと思います。平時の状況であれば、周りの水準と合わせてどうなのか。今コロナ禍もありますし、最近、水害であるとか、自然災害もよくあります。そういった事象にも、責任をもって陣頭指揮をとれるといったところも、市長としては必要な責務かなと思います。そういった職員のトップで責任を負われている訳ですので、責任感のある、見合った額ということも必要なのではないかなと思います。

委 員： 前の市長の時は期間中ずっと10%減額したままでいました。今回コロナがあって期間限定で減額しているが、本来、こういうコロナも一つの災害として見れば、そういう時こそ逆に市長が一生懸命やらなければならない時期だと思うので、期間限定であっても、やるべきではないと思いますので、これからもそんな方向でいてほしい。

委 員： 確かに前の市長さんは、そのとおり減額だったんですし、今こういう資料を見せていただいた上で、初めて減額になっていたということを知ったのですが、どこかでこういう事をお知らせしてたのでしょうか。

事 務 局： この市長、副市長、教育長の10%、5%、5%の減額につきましては、

自らが減額されるということで、議会の場において、市長から発言してお知らせしたところです。そのほか、議会だよりでは掲載されたと思いますが、もうちょっと詳しく公開できる場があれば公開していけば良かったのかということで、今、委員の発言を聞いて反省しているところです。あと先ほどご指摘のありました、その削減による影響額については、事務局の方で試算しますと、214万円ほどになります。

会 長： それではこれから諮問を受けた報酬等の額について、審議していきたいと思えます。はじめに、(1) 特別職の給料の額について、皆様からご意見、ご発言をいただきたいと思えます。

委 員： 私としては市長、副市長、教育長については、据え置きが妥当かなと思えます。

委 員： 私も市長、副市長、教育長については、据え置きでいいと思えます。

委 員： 特別職については、据え置きでいいと思えます

委 員： 据え置きでいいと思えます

会 長： それでは意見をまとめたいと思えますが。特別職の給料の額については、据え置きとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(委 員) <挙手>

会 長： 賛成多数と認め、特別職の給料の額については、据え置きということに決定いたしました。次に、(2) 議員の報酬及び政務活動費の額について、皆様からご意見を伺いたいと思えます。

委 員： 全国どこでも今、議員のなり手は少ない状況でございしますので、多少議員報酬のアップも考えていいのかなという気がします。額については私の方では判断できませんけれども。

委 員： 今言われたとおり、議員については若干、よそと比べてもちょっと低いかなと思えますので、その点考慮した方がいいと思えます。

委 員： 議長、副議長以外の一般の議員について、よそと比較しても若干安いところがあるんじゃないかと。やはり今、議員になる人も段々なかなか出てこないような状況にもありますので、もう少し経済的な余裕が取れるような。議員報酬はどれくらいが妥当なのかというのは、あとで決めないといけないと思えますけども、上げるのでお願いしたいと思えます。

委 員： 議員の報酬と政務活動費の中で、確かに議員方の報酬が低いように思われます。低いのですが、額として妥当なのかわかりませんが、さらに改定率があって改定されているということがあって、低いのに更に引かれているというところは、あまりないほうがいいのかなと思えます。あと、政務活動費というものですが、胎内市は断トツに低いというように見受けられます。そういった意味では、一律に政務活動費として支給するのではなくて、それ相応に活動している議員さんには活動の資金としては支給を適正にするべきではないかなと思えます。

事 務 局： 今ほど委員の発言で議員の報酬月額と改定率という話がありましたが、これは議員であれば、上がる前が 250,000 円で 10%の改定率を経て平成 30 年 10 月 1 日に 275,000 円になっているということです。それから政

務活動費につきましては、定額を支給しているものではなく、国会で問題となった文通費というような一日在籍して100万円、それとはまったく趣旨が違いまして、活動実績に応じて、その上限は超えないまでは、活動費と認められる費用についてはお支払いしますという考えです。

委員：平成30年に報酬が上がったんですが、今確かに、コロナで商店はものすごく疲弊しておりますので、そこら辺を考えて加味していただけたら、ありがたいなと思います。今年、議員さんの改選ですが、それで立候補者の問題も出て来るかもしれないですけど、一般庶民の事を考えずに議員だけが金額上げてるとというのが、市民に納得されるかどうか、呑み込めていただけるかどうか、その辺は不安があります。4年前に上げた訳ですよ。それなりにお仕事されていると思うんですけども、ちょっとその期間が短すぎるんじゃないかなと思いましたが、今この時期が悪いですから、それじゃなかったら良いとは思いますが、まん延防止の中で仕事、商売の方がとても成り立ってない話だけが聞こえてきていますので、ちょっと時期が悪いんじゃないかなと思います。

事務局：前回、議員報酬引き上げがありましたけれども、その時は定数削減も一つの要因として引き上げられたと思うのですが、今回は16人で定数変わらずの改選になります。

委員：質問ですが、政務調査費の返納率はどれくらいですか。8割方は使っているのか。

事務局：議会事務局に確認したところ、その上限額に近い額が活動費として支出されているということです。

委員：議員のなり手がいないというのを考えれば、上げれば一番いいのでしょうけれども、やはりコロナ禍の関係で中々、心情的に市民の皆さんに了解を得れるかということを見ると、据え置きの方でもやむを得ない。

委員：方向としては、今回は据え置くけども、次回の審議会があった時には、是非ともその辺、よく検討してほしいというようなことを申し送りとしてやるべきだと思います。

会長：今回は据え置くということで、ただし、状況が変わって好転すれば、上げるのもやぶさかでないという風なことでまとめてもいいでしょうか。皆さん、この意見について挙手を求めたいと思います。

(委員) <挙手>

会長：賛成多数ということで、この度は一応、据え置きということで、今後、上げることを前提にしてということで条件を付けたいと思います。

事務局：今ほど、皆さんの意見の確認をさせていただければと思いますが、特別職それから議員については据え置き。そのほか、議員の報酬については、県内には下位にあること、それから成り手不足が懸念されることから、将来的には引き上げることを検討してほしいとか望ましいという意見を付けるというような内容になりますでしょうか。

会長：そうですね。審議の結果を改めて申し上げます。特別職の給料に関して

は据え置き、議員の報酬、政務活動費についても据え置き。ただし、将来的に良くなったら上げるということによろしいでしょうか。

(委員) <了承>

(8) 答申

会長： 次に次第の8、答申に移ります。事務局が答申書を作成いたしますので、会議を中断し、一旦休憩いたします。

(事務局) <答申書案を作成>

会長： それでは、再開いたします。

(委員) <答申書案の内容を確認し、全員了承>

(市長) <入室>

(会長) <小谷会長が答申内容を読み上げ、市長へ答申書を手渡す>

(市長) <退室>

(9) その他

事務局からの事務連絡

(10) 閉会